

補助金の交付状況に係る調書【平成29年度交付分】

補助金の名称		狭隘道路対策補助金		市の担当部課	都市整備部都市計画課		
				問い合わせ先	0568-44-0331		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		—		代表者名	—		
関係規定	法令	建築基準法第42条		条例	—		
	規則等	補助金等交付規則		要綱	犬山市狭あい道路整備費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成28年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		現在市内に多く存在する4m未満の狭あい道路を建築基準法に基づく4m道路とするため、門塀等の移設費の一部を補助することで、4m道路への整備促進が図られる。					
補助金の額 ( )は一般財源の額		平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度予算		
		—	0円	0円	500,000円		
		—	(0円)	(0円)	(500,000円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		道路後退部分の土地所有者が後退部分に存在する門塀等の工作物等を後退部分外に移設する費用に対して補助を行う。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		事業費の1/2			
		補助限度額		50,000円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業後の一括支払としている。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		狭あい道路が4mの道路空間が確保されることにより、緊急車両が通行できるようになり人命救助や消火活動が迅速に行うことができる。					
その他参考事項		この制度のほかに、①後退部分の非課税措置②後退部分の寄付制度も併せて実施している。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—		

※平成29年度の実績に基づき作成しています。